筑波技術大学オープンアクセス方針

（令和8年9月24日 制　　定）

(趣旨)

1. 筑波技術大学（以下「本学」という。）は、聴覚障害者及び視覚障害者のための我が国唯一の高等教育機関として、本学の教育・研究活動により生み出された成果を広く学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元することを目的として、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された、本学に在籍する教職員等（以下「教職員」という。）の研究成果（以下「研究成果」という。）を、筑波技術大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）またはその他当該研究成果の著者が選択する方法によって可能な限り公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学には移転しない。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由で研究成果の公開が不適切であるとの申し出が教職員からあった場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(機関リポジトリへの登録)

5. 教職員は、研究成果を機関リポジトリで公開することを選択した場合、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。機関リポジトリへの登録、公開等機関リポジトリに関する事項は、「筑波技術大学機関リポジトリへの登録に関する実施要項」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。